

会津大学年報業績登録システム賃貸借に関するプロポーザル募集要項

2020年11月12日

公立大学法人会津大学

1 趣旨

この募集要項は、会津大学年報業績登録システムを賃貸借するに当たり、公募型プロポーザル方式により応募者の適性及び能力等を総合的に比較検討し、最も優れた応募者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 契約の概要

(1) 契約名

会津大学年報業績登録システム賃貸借

(2) 仕様等

別紙「会津大学年報業績登録システム要求仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

2021年4月1日から2026年3月31日

(4) 契約上限額

18,191千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の金額は、システム構築・導入に関する費用及び契約期間（60ヶ月）の保守運用に関する費用の総額。

3 参加要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第3条及び第4条に該当しない者であること。
- (2) 本件と同種同等の契約について、過去10年以内に1件以上履行した実績がある者であること。

4 募集要項等の入手方法

「募集要項」及び「様式」は、会津大学ウェブサイトからダウンロードすること。

なお、「仕様書」及び「仕様書に関連する参考資料」は、機密保持誓約書の提出と引き換えに、会津大学ウェブサイトにて公開した仕様書にアクセスするためのIDとPasswordを通知する。

5 契約締結までのスケジュール

| | |
|--------------|---|
| 質問受付 | 2020年11月12日（木）から11月18日（水） ※最終日のみ午後3時まで |
| 質問に対する回答 | 2020年11月24日（火）（予定） |
| 参加表明書提出 | 2020年11月30日（月）午後3時必着 |
| 企画提案書提出 | 2020年12月 2日（水）午後3時必着 |
| 第1次審査結果通知 | 2020年12月 4日（金） |
| 第2次審査（ヒアリング） | 2020年12月 8日（火）（予定） |

| | |
|---------|--|
| 審査結果の通知 | ヒアリング実施日から概ね7日以内 |
| 契約締結 | 審査結果の通知後、仕様を確定し見積書の提出を受けた上で契約締結手続きを行う。 |

6 質問及び回答

質問は、質問書（様式第2号）の提出に質疑事項を記載の上、次により提出すること。

(1) 提出期限

2020年11月18日（水）午後3時（必着）

(2) 質問受付

質問は電子メール（ipc@u-aizu.ac.jp）により受け付ける。

(3) 回答

2020年11月24日（火）までに会津大学ウェブサイトの本件仕様書公開場所に掲載する。

7 参加意思の表明

本件に参加応募する意思のある者は、次により参加表明書（様式第1号）を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第1号）

・代表者の職氏名を記入の上、代表者印を押印すること。

(2) 提出期限

2020年11月30日（月）午後3時（必着）

(3) 提出場所

公立大学法人会津大学情報センター情報処理係（「13. 送付先及び問い合わせ先」参照）

(4) 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号）

・代表者の職氏名を記入の上、代表者印を押印すること。

イ 会社概要（様式第4号）

・事業内容等をわかりやすく記載すること。

・直近2年の各営業年度の財務諸表又はその写しを添付すること。

・他社との協業を予定している場合は、協業会社分も提出すること。なお、協業会社分の財務諸表又はその写しについては、提出は不要。

ウ 類似業務の実績（様式第5号）

・2020年4月1日を審査基準日として3（2）の条件に適合した実績を1件以上記載すること。（様式に日付、受注金額等をいれること）

エ 業務実施体制（様式第6号-1）

・システム開発及び導入設置作業や運用・保守作業について、他社と協業を予定している場

合は、自社と協業する他社の役割分担が分かるよう記載すること。

- ・記入にあたっては、統括責任者、プロジェクトマネージャ及び導入・構築や保守・運用の主たる担当者を明記すること。なお、主たる担当者以外のその他担当者については、人数のみの記載等簡略化した記載で差し支えない。

また、統括責任者、プロジェクトマネージャ及び導入・構築や保守・運用の主たる担当者の個人名は記載せず、アルファベットや数字等により個人が区別できるように記載すること。

オ 技術者経歴書（様式第6号-2）

- ・業務実施体制（様式第6号-1）で記載したプロジェクトマネージャ、システムの導入・構築及び導入後の維持管理等を担当する主たる担当技術者、主たる担当者以外のその他担当者について記入すること。主たる担当者以外のその他担当者についても、個人ごとの経歴を記入すること。

- ・他社との協業を予定する場合、協業会社の主たる担当技術者分の技術経歴書も提出すること。なお、協業会社の技術者であることが分かるよう、備考欄等にその旨記載すること。

カ 企画構成案（任意様式）

- ・企画構成案の形式は、日本工業規格 A4 サイズ横置き両面 20 ページ以内（表紙、目次、裏表紙、カタログ等は除く）。

- ・会津大学年報業績登録システム要求仕様書の内容を踏まえて作成すること。

- ・プレゼン用に A1 以内のパネルを加えることも可とする。なお、パネルを加える場合は、ヒアリングの際に持参すること。

- ・ファイル等で綴った形で提出する場合は、表紙及び背表紙には、システムの名称を記入すること。

- ・企画構成案の中には、申請者の商号または名称等を使用しないこと（「弊社」等を使用すること。なお、機器固有名称、製造企業名等は使用してよい。）。

キ 業務推進のスケジュール（任意様式）

ク 見積書（任意様式）

(2) 提出部数

原本1部、副本1部及びPDFデータ（ただし、(1)ク見積書は原本1部のみ）

(3) 提出期限

2020年12月2日（水）午後3時（必着）

(4) 提出場所

公立大学法人会津大学情報センター情報処理係（「13. 送付先及び問い合わせ先」参照）

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、封筒の表に「会津大学年報業績登録システム賃貸借 提出書類在中」と朱書きの上、一般書留郵便又は簡易書留郵便により送付すること。

PDFデータはzip等で取りまとめた上、電子メール（ipc@u-aizu.ac.jp）で提出すること。

9 企画提案の審査

参加表明があった者から提出された企画提案書等の内容、実績、能力等が明示された書類及びヒアリング（2020年12月8日（火）実施予定）により、その適性及び能力等を総合的

に判断する。審査は2段階方式とする。

第1次審査では、提出された書類について審査し、上位3社から4社を選定する。

第2次審査では、第1次審査を通過したものに対してヒアリングを実施し、最適な応募者を選定する。

10 第1次審査結果通知

2020年12月4日（金） 提出者全員に文書で通知する。

11 第2次審査（ヒアリング）の実施

（1）ヒアリング日時・場所

実施日 2020年12月8日（火）（予定）

場 所 会津大学

詳細は、書類選考を通過した参加事業者を対象に別途通知する。

（2）ヒアリングの進め方

ア ヒアリングの実施に当たっては、主たる説明者である総括責任者もしくはプロジェクトマネージャを含めて各応募者3名（応募者及び協力者に限る）までの出席を認める。

イ ヒアリングで求める内容は、提出書類の内容を補足する追加説明及び審査委員からの質疑に対する応答とし、新たな資料の追加配布や提示等は認めない。

ウ ヒアリング会場にはプロジェクター及びスクリーンを用意するが、その他ヒアリングに必要な機材は応募者が持参し、持参した機材の操作は各自行うこととする。

エ 審査の公平性を確保するため、応募者は他の応募者のヒアリングを傍聴してはならない。

（3）評価項目

ア 業務に対する基本的な考え方

（ア）理解力 要求仕様書の内容を的確に理解しているか

（イ）技術力 会社としての実績は十分か、また、主たる担当者の技術力は導入設置、保守運用に十分な水準か

イ 経営状況、業務実施体制

（ア）経営状況 長期リース契約を履行するのに支障のない経営状況か

（イ）業務実施体制 システム納入に係る業務実施体制及びそれらのバックアップ体制は妥当か

ウ システム構成、操作性

（ア）システム構成 要求仕様書の内容を実現するシステム構成となっているか

（イ）ユーザビリティ 多様なユーザーへ配慮した内容やツールとなっているか

エ 運用・保守体制、実現性・妥当性

（ア）運用・保守体制 運用・保守体制が整備されている、もしくは、整備されることが確実な状況か

（イ）実現性・妥当性 提案内容の実現性は十分か、スケジュール配分・価格は妥当か

（4）審査体制

会津大学年報業績登録システム賃貸借に関する公募型プロポーザル審査委員会が審査する。

（5）審査結果の通知等

ヒアリングを行った日から概ね7日以内に、文書でヒアリングに参加したものの全員に審査

結果を通知する。

(6) 契約手続等

審査の結果最適な応募者として選定された者（以下「最適な応募者」という。）について、公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第 31 条に定める随意契約の相手方として当該貸借の契約に係る協議を行うものとする。

なお、契約額は、提出された見積金額がそのまま採用されるものではなく、最適な応募者と見積合わせにより決定する。

また、最適な応募者が応募資格を満たさないと判明した場合、その他の理由により最適な応募者との契約締結が不可能と判断された場合には、次点の者と契約締結に係る協議を行うものとする。

11 失格条項

参加表明書を提出した者が次に掲げる条項のいずれかに該当するときは、失格となる。

- (1) この要項に定める手続き以外の手法により、審査委員会の審査委員又は事務局等関係者に当該プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) 他の参加表明者の協力者（協力会社）であった場合
- (3) ヒアリング時に新たな資料の追加配布や提示等を行った場合
- (4) ヒアリング時に応募者以外の第三者を同席させた場合
- (5) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (6) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (7) その他審査委員会が不適格と認めた場合

12 その他

- (1) 当該提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募者から提出された書類は、返却しない。
- (3) 公立大学法人会津大学は、応募者から提出された書類について、本業務以外の目的には使用しない。
- (4) 応募者から提出された書類は、福島県情報公開条例に基づき公開される場合がある。
- (5) 応募や提案、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

13 送付先及び問い合わせ先

公立大学法人会津大学情報センター情報処理係

所在地：〒965-8580 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90

電話番号：(0242) 37-2524

F A X：(0242) 37-2529

電子メール：ipc@u-aizu.ac.jp

公立大学法人会津大学契約事務取扱規則（抜粋）

（一般競争入札に参加させることができない者）

第3条 会計規程第17条に規定する一般競争入札に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（一般競争入札に参加させないことができる者）

第4条 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- 四 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- 七 前各号により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

（契約保証金の納付）

第39条 契約保証金は、この規則において特に契約保証金を減免することができる場合を除き、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、次の各号に定める額を現金で納めさせなければならない。

- 一 請負代金又は契約代金の額の100分の5以上の額（建設工事又は製造の請負契約を除く）
ただし、単価契約（継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であって、あらかじめ供給を受ける数量を定めずに供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの）にあつては契約代金に当該単価契約に関する予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては当該単価に当該供給の区分に関する予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の100分の5以上の額
- 二 建設工事又は製造の請負契約にあつては、請負代金の額の100分の10以上の額
- 2 前項の規定による契約保証金の納付は、次のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - 一 第8条第2項各号に規定する有価証券
 - 二 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、理事長が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 3 前項第1号の有価証券の担保価額の算定については、第8条第2項に規定するところによる。
- 4 第2項第2号の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。
- 5 契約保証金を現金で納付させた場合において、これから生じた利子は法人に帰属させる。

（契約保証金の減免）

第40条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び理事長がこれに準ずるものと認める法人であるとき
- 二 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき
- 四 第2条の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 六 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき
- 七 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 八 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

- 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10(建設工事又は製造以外にあっては100分の5)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 十 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき
- 十一 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき